

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う

保育所等利用調整申込の郵送受付の試行運用について

令和2年4月 湖南省 幼児施設課

1 概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言の発令により、不要不急の外出の自粛が要請されていることに鑑み、保育所等の入所申込手続について郵送での受付を試行的に開始いたします。

※ 本運用は、外出自粛が要請されている期間に限っての実施を現段階では想定していますが、恒常的な運用とするのに支障がないと判断された場合は引き続き継続します。

2 運用

開始時期	令和2年6月入所申込から ※運用が困難であると判断された場合、運用を停止する場合があります。
申込方法	郵送により受付（下記期間中の消印のみ有効。）
受付期間	入所希望月の前々月末必着 ※書類不備の場合受付できません。 （例）令和2年6月入所は、4月末日までに提出
その他	【必要書類について】 入所申込書 保育の必要性に該当する書類（入園案内記載）※就労証明書等 家庭状況調査票 【受付確認について】 郵送申込を頂いた方には、電話により受付確認のお知らせをさせていただきます。その際、不足書類があった場合は合わせて御連絡いたしますので、速やかに御対応ください。 （2度ほどお電話を差し上げ、お出になられなかった場合は、以後保護者様からのご連絡をお待ちする形とします） 【配慮の必要なお子さまについて】 「家庭状況調査書」の記載内容等により、必要に応じて担当職員から電話連絡により聞き取りを行います。

問い合わせ先

湖南省 健康福祉部子ども家庭局

幼児施設課（0748-71-2328）